

設計・施工は
分担責任 **DB方式で要望書提出**

直轄工事指針の説明修正を
建築3団体

日本建築士会連合会
(宮本忠長会長)、日本
建築士事務所協会連合会
(三栖邦博会長)、日本
建築家協会(仙田満会長)
の建築3団体は、国土交
通省の大臣官房地方課

長、同技術調査課長、同
官庁営繕部計画課長に対
し、公共工事の設計・施
工一括発注方式、いわゆ
るデザインビルド方式に
ついて要望書を7日に提
出した。要望書では直轄
工事におけるガイドライ
ンで参考を示されている
デザインビルド方式につ
いて、同一の契約で設計・
施工それぞれの実施者が
分担して責任をとるよう
に説明の修正を求めた。

要望書は、公共工事の
品確法の見直しが来年行
われること、設計におけ
るガイドラインが策定さ
れていないことなどから
提出したもの。3団体は、
原則は分離発注としなが
ら、設計・施工一括発注
方式については、「施工
会社が設計と施工を行う
設計・施工一貫方式とは
異なる」と指摘する。

公共工事の品確法が05
年に施行され、国は基本
方針を策定することにも
な、これに基づき、「国土
交通省直轄工事における
品質確保促進ガイドライ
ン」が策定されている。こ
のガイドラインで参考と
して示されている設計・
施工一括発注方式(デザ
インビルド方式)の説明
文で、「設計と施工を同一
の実施者によって実施す
るもの」と記されている。

これに対して、3団体
は「設計と施工を同一の

施工会社が実施する」と
いう誤解につながりかね
ない、と懸念を示し、文
章表現の修正と、景観等
周辺環境との調和、地球
環境への配慮など工事
における基本的な条件設定
は、必ず発注者が行うよ
う、明記を求めた。要望
書には、「発注者により

基本的な条件設定がなさ
れた後、同一の契約で設
計者と施工者が分担を取
る方式(設計・施工一括
発注方式)」とする修正
文を提示している。

3団体は国に対して、
このような修正と理解を
求めるとともに、同発注
方式に関する地方自治体
等への理解促進を得たい
としている。昨年12月にJ
IA(日本建築家協会)は
会長声明として、デザイ
ンビルド方式は設計事務
所と施工会社がチームを
組む、デザインとコストを
合わせて責任受注する方
式であり、デザインビルド
方式と称して施工会社が
設計・施工を受注する、一
貫方式を採用する自治体
には強く変更を促してい
くとの姿勢を示している。
こうした背景も踏まえ、3
団体で検討を重ね、今回の
要望書提出に至った。